

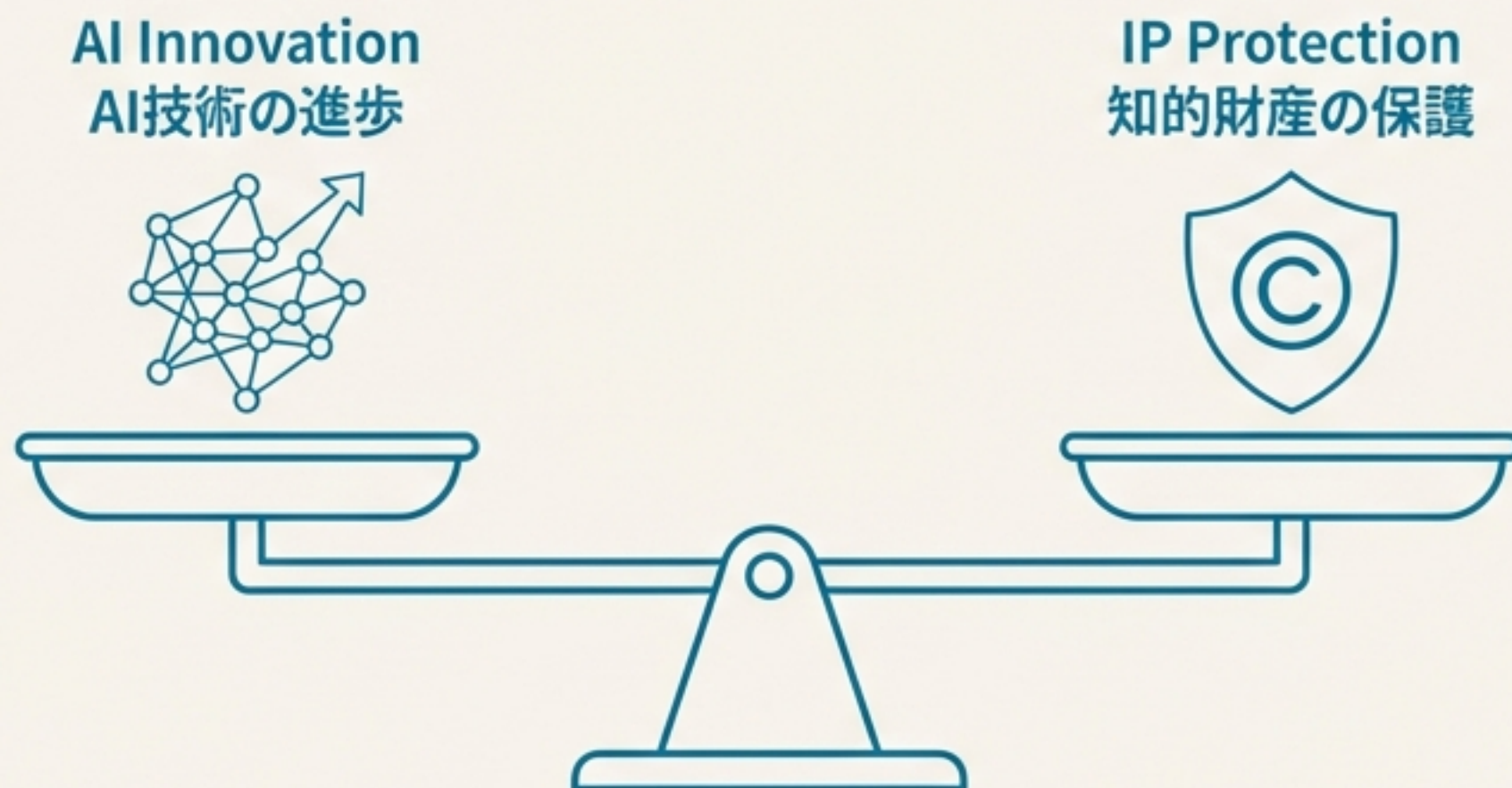


生成AIの新ルール：知的財産保護と透明性に関するプリンシプル・コード（案）の解説

AI事業者、権利者、利用者のためのガイド

なぜ今、新たな原則が必要なのか？

このプリンシプル・コードは、生成AI技術の進歩と知的財産権の保護という二つの目標の両立を目指します。EUのAI Actやコーポレートガバナンスの先進事例を参考に、権利者と利用者の双方にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的としています。



目的 (Objective) : 生成AIの進歩促進と知財の適切な保護の両立

生成AIシブルコードは、生成AI技術者の進歩と知財な保護護の両立。EUのAI Act やコーポレートガ用者の双方にとって安全・安心な利用環境確保することをいいます。

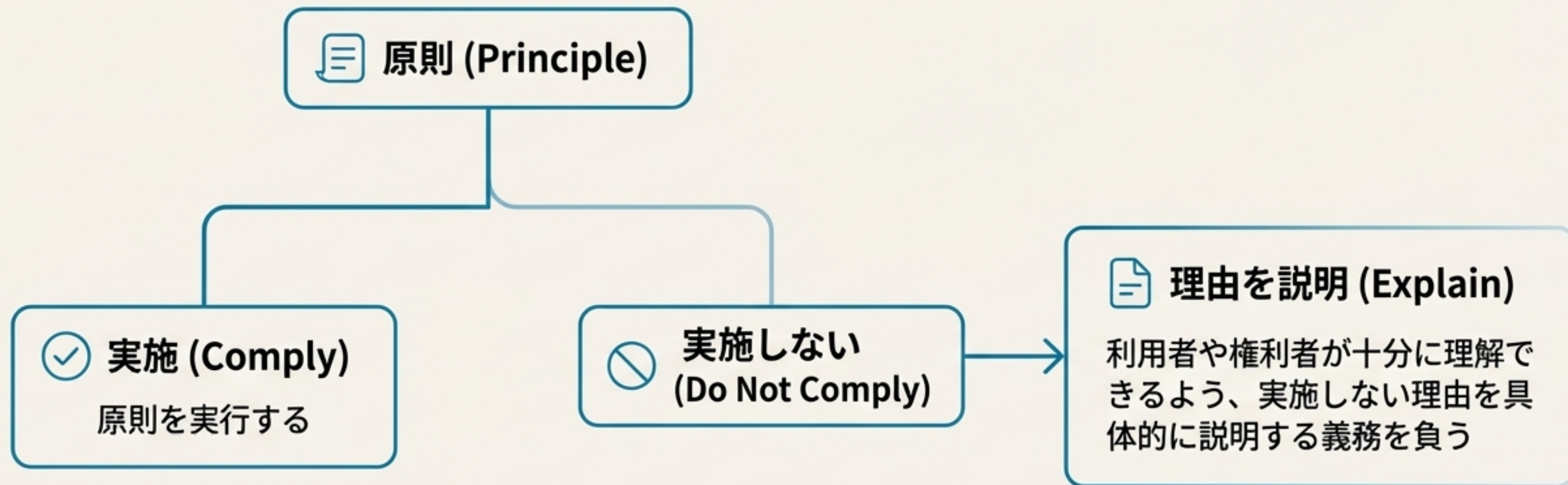
目指す環境 (Target Environment): 権利者・利用者にとって安全・安心な利用環境

権利の利用者コーポソナンスの基細は、権利者・利用者にとって安全・安心・安心利用環境を確保することを目的としています。

中核となるアプローチ：「コンプライ・オア・エクスプレイン」とは

このコードは、厳格な法律ではなく、事業者柔軟な対応を求める「ソフトロー」です。

「コンプライ・オア・エクスプレイン」とは、定められた原則を「実施する（Comply）」か、もし実施しない場合はその「理由を説明する（Explain）」ことを求める手法です。



対象は誰か：公衆にサービスを提供するAI事業者

この文書は、以下の2種類の事業者に適用されます。

生成A I開発者（Generative AI Developer）



定義（Definition）：生成AIモデル、システム基盤等を構築し、その全部または一部を公衆に提供する者。

生成A I提供者（Generative AI Provider）



定義（Definition）：生成AIシステムをサービス（アプリ、製品等）に組み込み、公衆に提供する者。

グローバルな適用（Global Application）：日本に拠点がない事業者でも、日本向けにサービスが提供されている場合は対象となります。

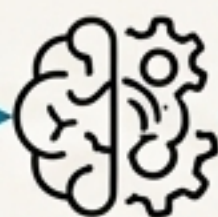
適用の例外：対象とならないケース

明確化のため、特定の条件下ではこのコードの対象外となります。

法人 (Corporation)

内部利用のみ (Internal Use Only)

自社保有データ
(Proprietary Data)



公衆 (Public)

シナリオ (Scenario):

ある法人が自社保有のデータのみを用いて、その法人自身のみが使用する生成AIシステムを開発・提供する場合。

結論 (Conclusion):

この場合、公衆への提供ではないため、「生成AI開発者」及び「生成AI提供者」には該当しません。

受入れの表明と可視化：約束を公にするプロセス

原則を受け入れる事業者は、その取り組みを社会に可視化することが期待されます。



1. 公表 (Public Announcement)

自社のコーポレートサイト等で、各原則を受け入れる旨（受入れ表明）と、具体的な実施事項（または実施しない理由）を公表する。



2. 届出 (Notification)

内閣府知的財産戦略推進事務局へ所定の様式で届け出る。



3. 更新 (Annual Update)

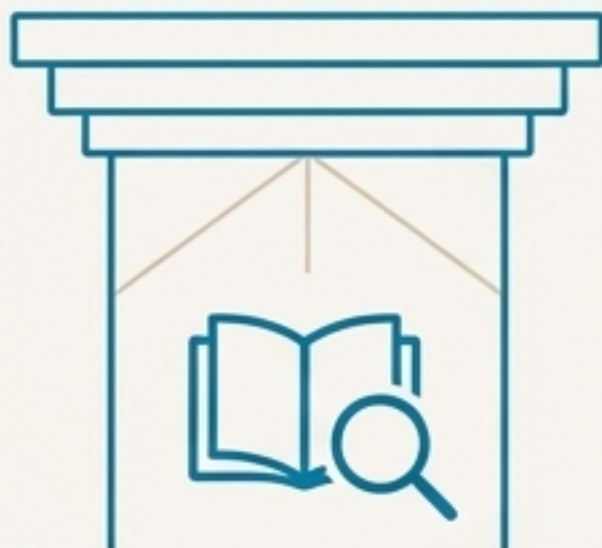
公表内容を毎年見直し、更新する。



Government Role

内閣府は届出のあった事業者一覧と、その公表サイトへのリンクを公開し、各業界に積極的な参加を促します。（内容の審査は行わない）

コードを支える3つの主要原則



原則1：事前の概要開示

透明性と知財保護に関する措置を、事業者が自らウェブサイトで公開する。



原則2：権利者のための開示請求

法的措置を準備する権利者が、学習データに関する情報を請求できる。



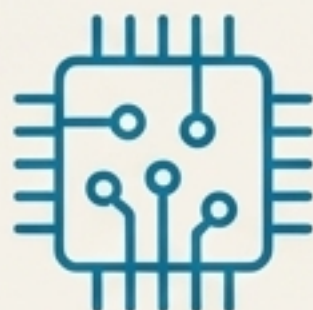
原則3：利用者のための開示請求

AI利用者が、生成物の元となった学習データに関する情報を確認できる。

安全・安心なAI利用環境
(A Safe & Secure AI Environment)

【原則1】 透明性の確保：モデルと学習データの概要開示

事業者は、利用者と権利者の理解を促すため、以下の情報を自社サイト等で開示します。



使用モデル関係

- 名称、バージョン、来歴
- アーキテクチャ、設計仕様、ライセンス
- 利用規定（禁止用途等）
- トレーニングプロセスの内容



学習データ関係

- データの種類（テキスト、画像等）
- ウェブクロールの実施有無
- 公開・非公開データセットの利用状況
- クローラの詳細（名称、目的等）



アカウントビリティ関係

- トレーサビリティの確保状況
- 責任者の明示、責任の分配

開示内容の具体例：政府が示すモデルケース

政府は、事業者が何をどの程度開示すべきかの具体例を示しています。

分類	項目 (Item)	具体例
学習データ関係 (Training Data)	データの種類	・ テキスト、画像、音声
	ウェブクロール	・ 実施
	非公開データセット	・ ライセンス契約により取得
使用モデル関係 (Model Info)	第三者とのライセンス状況	<エクスプレインする場合の例> 契約上の秘密保持義務のため、第三者の名称を開示することはできない。
	クローラ	【名称・識別子】 ・ ○bot：○年○月○日より継続的に収集

【原則1】 知的財産権の保護：事業者が講じるべき措置

透明性の確保に加え、知的財産権を保護するために以下の措置への対応状況を開示します。

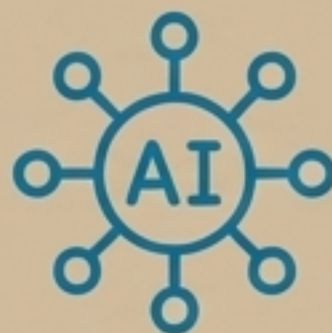
- ☑ 知財保護原則の策定と責任体制の明確化
- ☑ ペイウォールやrobots.txt等の尊重
- ☑ 海賊版サイトからのクローल回避
- ☑ 権利侵害を防止する技術的措置（フィルタリング等）
- ☑ コンテンツの出所・来歴を示す技術（電子透かし、C2PA）の導入
- ☑ 権利者からの申出に対応する適切な窓口の整備

【原則 2】 権利者のための開示請求：法的措置の準備段階で

自らの権利が侵害されたと考え、訴訟等の法的措置を準備している権利者のための仕組みです。



1) クリエイターと作品



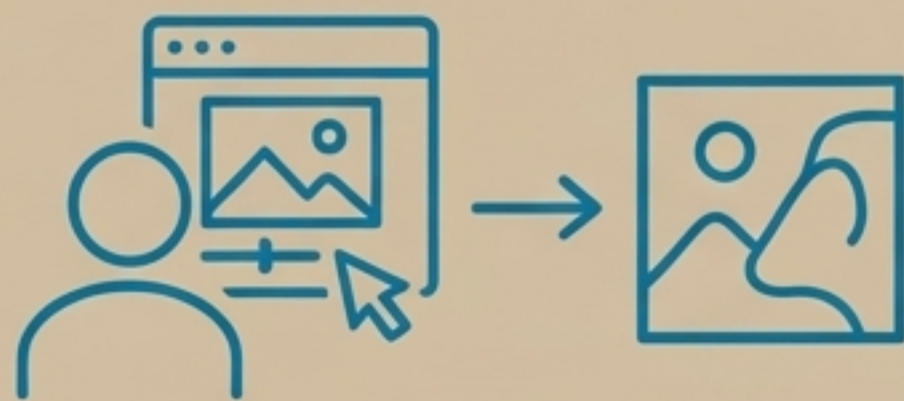
3) 法的措置の検討・調査

典型例 (Typical Example) : あるクリエイターが、自身のウェブサイトに掲載した作品と酷似した画像をAIが生成したことを発見。法的措置を検討するにあたり、AI事業者に対して「自分のサイトのURLが学習データに含まれているか」を開示請求する。

- ✓ 請求できる者 (Who Can Request) : 訴訟等を準備している権利者本人またはその代理人
- ✓ 請求できる内容 (What Can Be Requested) : 照会したいURL等の情報が学習データに含まれているか否か

【原則3】 利用者のための開示請求：デューデリジェンス目的で

AIサービスを利用してコンテンツを生成した利用者が、自身の生成物が他者の権利を侵害していないかを確認するための仕組みです。



1) ユーザーによる画像生成



2) 既存作品との類似性の確認



3) 学習データに関する開示請求

典型例 (Typical Example)

あるユーザーが画像生成AIで作品を生成したところ、既存の作品と似ていることに気づく。安心して利用するために、AI事業者に対して「類似作品が掲載されたサイトのURLが学習データに含まれているか」を開示請求する。

この請求で得た回答は、訴訟等の法的措置に用いないことを誓約する必要があります。

例外規定：オープンソースソフトウェアを利用する場合

オープンソースのAIモデルを利用する事業者は、情報の完全な開示が困難な場合があります。そのための例外が設けられています。

対象 (Who) :

オープンソースソフトウェアを用いて事業を行う事業者。



条件 (Condition) :

原則1～3の一部の事項について開示も説明も困難な場合。

「エクスプレイン」の質：単なる不実施表明では不十分

原則を実施しない理由を説明（エクスプレイン）する場合、その説明には質が求められます。

✖ 不十分な「エクスプレイン」の例

- 「体制構築ができていない」と述べるだけ。
→ 事業規模等を勘案し、体制構築が完了する時期も説明する必要がある。
- 利用規約で原則の適用を制限していることを示すだけ。
→ なぜそのような規定を設けているのか、その理由を説明する必要がある。

説明は、利用者や権利者の**理解が十分に得られるよう工夫**すべきです。

今後の展望：インセンティブと継続的な見直し

このプリンシプル・コードは、AIエコシステムの発展と共に進化していく枠組みです。

インセンティブ (Incentives)



政府は、コードを遵守する事業者に対し、各種事業や制度においてインセンティブを設けることを検討しています。

改定 (Revision)



国内外の動向や事業者の対応状況を勘案し、必要に応じて改定が行われます。

現在も検討中の主要な論点 (Key Topics Still Under Consideration)

- 開示対象事項の範囲と粒度の詳細化
- 原則2（権利者向け）と原則3（利用者向け）の扱いの違い
- スタートアップ企業への配慮
- 国内外の事業者への浸透策とインセンティブの具体化